

「でんさいネット」があなたの会社の資金化を円滑にします。

ご利用にあたって

ご利用いただける方

当金庫所定のパーソナルコンピュータ(PC)等を利用できる環境があるお客さま。
および、当金庫の営業地域内に事業所または居所を有されるお客さま。
詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。

ご利用いただける預金の種類

原則当座預金となります。(債権者利用限定のお客さまは普通預金もご利用できます。)

ご利用時間

「でんさいネット」取扱時間		
平日	9:00～15:00	当日取引・予約取引のみ可
	15:00～17:00	予約取引のみ可

※毎月第二土曜日を除く、土曜・日曜・祝日は9:00～17:00で予約取引のみ可。

ご利用までの流れ

1 お申込み

お申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、お申込みください。



2 お申込み受付

お申込みのお手続きをいたします。

3 審査があります

「でんさいネット」で承認されますと利用者番号等をお渡しします。

4 ご利用開始

ホームページにアクセスして必要な項目をご登録いただければ、サービスがご利用になれます。



ご注意事項

※サービスのご利用開始は、お申込みから2週間程度かかることがあります。
※ご利用は業務規定、業務規定細則及びでんさいサービス利用規定が前提となりますので、ご確認をお願い申し上げます。
※お申込みには所定の審査があります。ご希望に添えない場合もありますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

詳しくは、担当まで、お問い合わせください。

でんさい ネット

サービスのご案内

「電子記録債権」と「でんさいネット」

ご利用にあたって

- 平成20年12月に施行された「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい支払手段です。
- 手形や売掛債権の問題点を解決し、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、支払に利用することができます。

でんさいネット/でんさいとは?

- 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。信用金庫をはじめ全国の金融機関が参加します。
- 同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」といいます。

「でんさい」をご利用いただいた時のお客様のメリット

1 支払う(債務者になる)場合

- 支払事務の軽減、搬送コスト削減等が期待できます。
- 印紙税は課税されません。

支払企業の悩み

手形の発行は事務手続が面倒で、搬送代の負担も大きい…。

手形の印紙税負担が大きい…。

手形・振込・一括決済など、複数の支払方法があり、非効率だ。

でんさいの活用で解決!

手形の発行および振込の準備など、お支払いに関する面倒な事務負担が軽減されます。

手形と異なり印紙税は課税されないため、節税効果が期待できます。

手形・振込・一括決済など、複数の支払方法を一本化することが可能となり、資金管理の効率化が図れます。

2 受取る(債権者になる)場合

- 紛失・盗難のリスクがありません。
- 必要な金額だけ分割・譲渡できるほか、取立手続が不要です。

納入企業の悩み

手形の場合、紛失や盗難が心配…。あわせて保管も面倒だ。

手形が、必要な分だけ譲渡や割引ができれば便利だ。

手形の場合、取立手続が面倒だ。

振込の場合、入金日までの資金繰りが大変だ。

でんさいの活用で解決!

ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配がありません。また、厳重に保管・管理する必要がなくなり、無駄な管理コストを削減することができます。

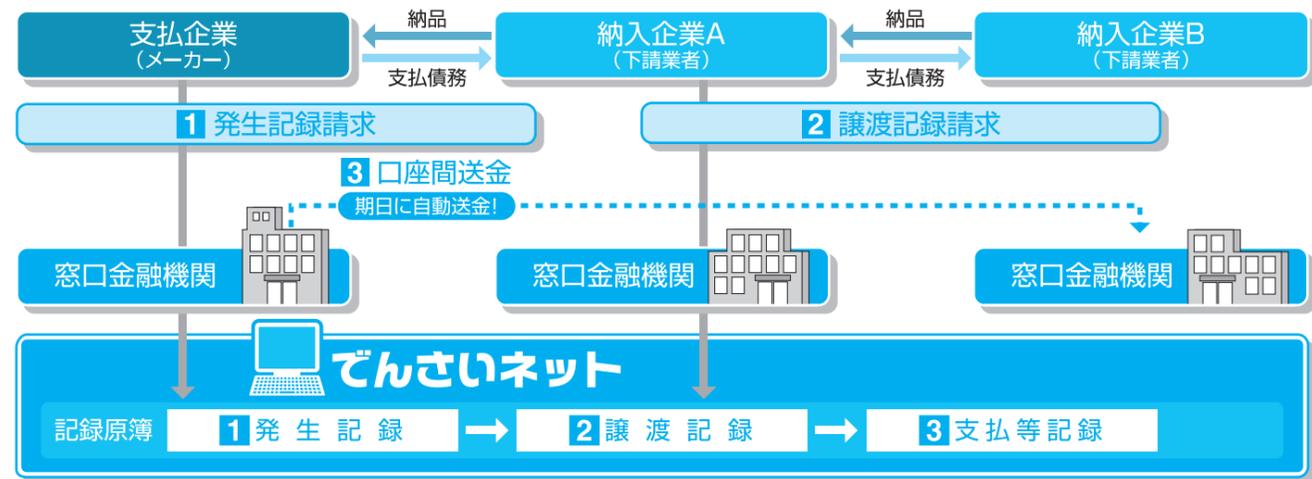
必要な分だけ分割して譲渡や割引することが可能となります。手形にはない「でんさい」特有のメリットです。

支払期日になると窓口金融機関の口座に自動的に入金されますので、面倒な取立手続は不要です。

「でんさい」は流通性の高い債権であり、これまで資金繰りに利用できなかった債権の譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効に活用することができます。

「でんさいネット」を利用した場合の電子債権取引のイメージ

1 電子債権の発生	金融機関を通じてでんさいネットの記載原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。
2 電子債権の譲渡	金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。
3 電子債権の支払	支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引落し、納入企業の口座へ払込みが行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。また、手形とは異なり、納入企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。



主なサービス内容

種類	サービス内容
発生記録請求	でんさいを債務者請求方式、または債権者請求方式により、発生させることができます。
譲渡記録請求	受け取ったでんさいを譲渡することができます。原則として、保証記録が随伴します。
分割譲渡記録	受け取ったでんさいを分割し、譲渡したり、割引したりすることができます。
変更記録請求	権利内容の変更記録ができます。

手形のように窓口金融機関に譲渡して「でんさいの割引」もできます

受け取った「でんさい」は納入企業と窓口金融機関の間で合意のうえ、手形割引のように窓口金融機関に譲渡(譲渡記録)して「でんさいの割引(現金化)」を受けることができます。

※「でんさいの割引」には、書面による申込・審査が必要となります。

